

情報提供

那医発第 355 号
令和6年11月28日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線でモバイル端末等を用いたオンライン資格確認（居宅同意取得型）利用に関するリーフレット送付について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1 2 1 9 号

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 比嘉 靖

（情報システム担当）



医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で
モバイル端末等を用いたオンライン資格確認（居宅同意取得型）利用に関する
リーフレット送付について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記の通知がありましたので、ご連絡致します。

本件は、医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合についても、オンライン資格確認（居宅同意取得型）が活用できることが、厚生労働省の医療保険部会で確認され、それに伴い、今般新たなリーフレットが作成された旨の通知となっております。

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合の例は以下のとおりです。

- ① 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース
- ② 緊急入院により受付窓口で資格確認を行わず入院した場合の資格確認を病室において実施するケース
- ③ 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線でモバイル端末等を用いたオンライン資格確認（居宅同意取得型）利用に関するリーフレット送付について（周知依頼）

（令和6年11月15日（日医発第1409号（情シ）（保険）））

沖縄県医師会事務局業務2課：平良亮

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 1409 号(情シ)(保険)
令和 6 年 11 月 15 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で
モバイル端末等を用いたオンライン資格確認(居宅同意取得型)利用に関する
リーフレット送付について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 5 年 12 月 11 日付 日医発第 1524 号(情シ)(保険)「訪問診療等・オン
ライン診療等におけるオンライン資格確認(居宅同意取得型)導入に関するリー
フレットの送付について」にて、医療機関でのオンライン資格確認(居宅同意取
得型)導入についてのリーフレットをお知らせいたしました。

本件に加えて、本年 9 月 30 日の医療保険部会において、医療機関等の通常の
受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合について議論され、

- ①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行
うケース
- ②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を
病室において実施するケース
- ③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式
の運用を行っているケース

等の通常とは異なる動線の利用用途において、オンライン資格確認(居宅同意取
得型)が活用できることが確認されました。それに伴い、今般、新たなリーフレ
ットが作成され、厚生労働省より本会宛に連絡が参りました。

なお、該当のリーフレットは本年 11 月末ごろに、社会保険診療報酬支払基金
から医療機関へ送付される予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、
貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜ります
ようお願い申し上げます。

【別添資料】(リーフレット) オンライン資格確認(居宅同意取得型)の運用が開
始されています。医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行
う場合でも活用が可能です。

【参考】医療機関等向け総合ポータルサイト 外来診療等(通常とは異なる動線)
におけるマイナ在宅受付 web の利用開始について

[https://iryohokenjyoho.service-
now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011760](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011760)

以上

外来診療等（通常とは異なる動線）において 居宅同意取得型を活用したオンライン資格確認が可能になりました

✓ 活用のメリット

- 動線が異なる等の理由により、顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認が実施できない場合においても**モバイル端末等**を活用することでオンライン資格確認が可能になります。
- 利用用途として以下のような場合が考えられます。
 - 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行う場合
 - 緊急入院により資格を確認せずに入院した患者の資格確認を病室で実施する場合
 - 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式等の運用を行っている場合 など

✓ 導入に対する財政支援

- ①通常の受付窓口とは異なる動線でマイナンバーカードの読取・資格確認を行うためのモバイル端末等の導入費用
- ②レセプトコンピュータの改修費用に対して財政支援を行います。
- 補助金の申請期限は、令和7年2月1日までとなっています。**

	補助率	補助限度額 (通常とは異なる動線で資格確認を行う医療機関・薬局)
病院	1/2	41.1万円 ※事業額上限 82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	8.5万円 ※事業額上限 17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	12.8万円 ※事業額上限 17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)

※ オンライン診療等と同様のシステムとなりますので、オンライン診療等のシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要です。

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

オンライン資格確認の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助(金額や手続き等)のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

☎ **0800-080-4583** (通話無料)

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

✉ お問い合わせフォーム

医療機関等向け総合ポータルサイト下部の「メールでのお問い合わせ先」にご用意しているフォームに返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

※ 回答までに日数を要する場合があります。

お問い合わせフォームはこちら



保険医療機関・薬局の皆様

令和6年11月

モバイル端末等による オンライン資格確認(居宅同意取得型)について

訪問診療・オンライン診療などの際に
モバイル端末等で資格確認できる
オンライン資格確認の運用が開始されています。

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で
資格確認を行う場合でも活用が可能です。

導入に対する財政支援を実施中ですので、
早期のご検討をよろしくお願いいたします。

詳しくは中面をご覧ください。



オンライン資格確認(居宅同意取得型)が開始されています！

✓ オンライン資格確認(居宅同意取得型)とは？

- モバイル端末(スマートフォン・タブレット)やノートPC+汎用カードリーダーを活用することで、患者宅等においても、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の実施が可能となります。
- 患者から情報閲覧の同意を取得した上で、患者の保険資格情報や、診療/薬剤情報、特定健診等情報を取得することができます。
- オンライン資格確認(居宅同意取得型)は、訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等(通常とは異なる動線)においてご活用いただけます。

訪問診療等におけるオンライン資格確認

✓ 活用のメリット

- **保険医療機関・薬局のモバイル端末等**からWebサービス(マイナ在宅受付Web)へアクセスすることで**患者宅等**でオンライン資格確認が可能になります。(本人確認には4桁の暗証番号の入力が必要です)
- 2回目以降の訪問においては、継続的な関係の下で訪問診療等が行われている間、訪問前に資格確認を行うとともに、初回時の同意に基づき、診療/薬剤情報等の取得が可能です。
- 令和6年10月より、**目視確認(4桁の暗証番号は不要)でも本人確認可能なアプリケーション**の配信を開始しました。引き続きWebサービス(マイナ在宅受付Web)をご利用いただくことも可能ですが、利用方法が異なるため、詳細は右の二次元バーコードを読み取り、ご確認ください。



詳細はこちら

✓ 導入に対する財政支援

- ①マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入費用
- ②レセプトコンピュータの改修費用に対して財政支援を行います。
- **補助金の申請期限は、令和7年2月1日までとなっています。**

	補助率	補助限度額(訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1/2	41.1万円 ※事業額上限82.2万円 (モバイル端末:4.1万円、レセプトコンピュータの改修:78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	8.5万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末:4.1万円、レセプトコンピュータの改修:13万円)
診療所・薬局	3/4	12.8万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末:4.1万円、レセプトコンピュータの改修:13万円)

オンライン診療等におけるオンライン資格確認

✓ 活用のメリット

- **患者自身のモバイル端末等**からWebサービス(マイナ在宅受付Web)へアクセスすることでオンライン資格確認が可能となります。
- 患者が情報閲覧に同意されると、保険医療機関・薬局ではオンライン診療等の実施翌日まで診療/薬剤情報等の取得が可能です。



✓ 導入に対する財政支援

- レセプトコンピュータの改修費用に対して財政支援を行います。
- **補助金の申請期限は、令和7年2月1日までとなっています。**

	補助率	補助限度額(オンライン診療・オンライン服薬指導)
病院	1/2	39万円 ※事業額上限78.1万円 (レセプトコンピュータの改修:78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	6.5万円 ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修:13万円)
診療所・薬局	3/4	9.7万円 ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修:13万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

詳しい情報はポータルサイトをご確認ください！

右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、アクセスしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

検索

